仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会
地域密着型サービス運営委員会（第６期計画期間　第２回会議）議事録

日時：平成27年９月25日（金）18:00～

場所：市役所本庁舎２階　第４委員会室

＜出席者＞

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、
小坂浩之委員、鈴木久雄委員、田口美之委員、土井勝幸委員
以上9名、五十音順

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、小林介護予防推進室長、
宮野介護保険課長、伊藤青葉区障害高齢課長、阿部宮城野区障害高齢課長
佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、大友高齢企画課施設係長、
伊藤介護保険課介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長

＜議事要旨＞

１．開会

２．委員長及び職務代理者の選出

小坂浩之委員より小笠原サキ子委員推薦の意見　→　異議なし

小笠原委員長より阿部一彦委員を職務代理者に指名　→　異議なし

会議の公開、非公開の確認　議事については非公開　→　異議なし

議事録署名委員については五十嵐講一委員を指名　→　五十嵐講一委員了承

３．報告

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について（資料 1）

(2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料 2）

(3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料 3）

(4) 施設の整備状況について（資料4）

事務局より説明

委　　員：資料１の２事前申出受付結果に事前申出なしとあるが、支障はないか。

事 務 局：年間を通し随時で募集しているものである。今回申出がないものについては、次期１０月以降に応募いただければと考えている。

委　　員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者は現在何名いるか。また、仙台市の公募要件では、サービス提供者総数のうち、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへのサービス提供割合を50％未満とするよう制限がある。他市町村にはない制限であるが、どのように考えているか。

事 務 局：８月末時点で９２名の方が登録をしている。また、現在の整備の考え方としては、開設当初からサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの利用者を５０％未満とするということではなく、３年間という期間を設け５０％まで抑えていただきたいとしたものである。地域密着型サービスは、施設の方だけではなく、地域の方にもご利用いただきたいと考えているため、上乗せの制限をかけている。

委　　員：今の説明は、間違っているのではないか。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは住居であり、集合住宅に住んでいる方も地域の住民である。多くの住民にサービスを提供する方がよいため、採算性の足枷となるような公募の条件については検討いただきたい。

事 務 局：まだ、サービスを開始した段階であり、今後、状況等を考慮しながら検討していきたい。

委　　員：仙台市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は一体型と連携型、それぞれ何事業所あるか。

事 務 局：仙台市内に１１事業所あり、一体型が７施設、連携型が４施設ある。利用者数については、一体型が７３名、連携型が１９名となっている。

委　　員：今後事業所を増やしていく考えはあるか。

事 務 局：現在はサービス提供地域の空白地域を解消することに重点を置いている。ほぼ網羅されてきているので、各地域におけるサービスの定着度合いをみながら検討を進めていく。

４．議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明

委　　員：今回指定を行う２件の看護小規模多機能型居宅介護はサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームとの併設型か。

事 務 局：サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームと併設はしていない。

委 員 長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。
（異議等なし）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明

委　　員：地域連携の不備とあるが、具体的にはどのようなことか。

事 務 局：運営推進会議の開催が２ヶ月以上空いていたものについて指導を行った。

委　　員：運営推進会議については、どのようなメンバーが参加しているか。

事 務 局：地域町内会の関係者、地域包括支援センターの職員、入居者のご家族、地域の民生委員などが参加している。

委　　員：社会生活上の便宜の供与の不備とあるが具体的にはどのようなことか。

事 務 局：入居者の預り金規定に不備があったために改善を指導した。

委　　員：先ほど運営推進会議の開催回数について指導したということだが、回数だけではなく、運営推進会議の中身についても指導をしてほしい。

事 務 局：その点については、以前にもお話しがあったため現在の実地指導では、運営推進会議の中身についても指導を行っている。

委　　員：計画の作成の不備とあるが具体的にはどのようなことか。

事 務 局：アセスメントの内容が介護計画に反映されていなかった。また、計画策定後の家族の同意が書面上確認できなかったことである。

委 員 長：質問がなければ、この資料にある事業者の指定の更新をしてよいか。
（異議等なし）

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について

事務局より説明

委　　員：グループホームの整備は、個々の地域に優先順位を設けず整備するという考えを以前伺ったが変わりはないか。

事 務 局：変わりはない。地区は限定せずに募集を行っている。

委　　員：募集数はいつもより多いのか。

事 務 局：例年通りである。

委　　員：今年度の制度改正で、１施設３ユニットまでの運営が可能となった。横浜市などでは３ユニットの整備を進めているが、仙台市での考えはいかがか。

事 務 局：首都圏ほどの土地の問題はないととらえている。但し、そうした趨勢は伺っているので、現在の募集を続けながら、検討するということで進めていきたい。

委　　員：今回申出のあった事業所については、財務状況や資金計画は確認しているのか。途中で運営が継続できなくなる施設があるのではないかと心配である。介護事

業はなかなか利益が出ないというのが、現場の声であるので、財務状況等も考えて選定していただきたい。

事 務 局：了承した。

委　　員：グループホームは利用料金などを含めると、支払い総額が高額になるケースがある。是非とも、生活保護者や低所得者への配慮についても選定の対象にしていただきたい。また、昨今虐待について耳にすることが多いが、グループホームの事業計画には記載がない。虐待まで考え方を広めることはないのか。

事 務 局：高齢者の虐待については、事業計画以前に法律で禁止されている事項である。事業者の当然の責務であるため、身体的な虐待にとどまらず、心理的なものについてもあってはならない。そういったところは実地指導だけではなく、いろいろな場面で訴えていきたい。

委 員 長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいか。

（異議等なし）

５．その他

委 員 長：委員から質問や意見はあるか。

委　　員：従業員の資質の向上にはある程度の勤務年数が必要である。新人研修だけではなく、継続勤務のための取組が必要だと考えているが、何か取組をしているのか。

事 務 局：介護現場では従業員の資質の向上が全国的に問題になっており、介護人材の確保と直結してくる問題と考えている。仙台市としても、介護人材の確保は重要なテーマと考え、老施協や他の事業者団体、人材養成機関等とネットワークを構築し、新任介護職員の交流会を企画している。こういった企画をきっかけに現場にいる方が、やりがいをもって、自信を持って働いていける土台づくりを後押しし、職員の資質の向上につながればよいと考えている。

委　　員：先ほど、運営推進委員会には包括支援センターの職員や町内会長が参加しているという話があったが、ボランティアの方が参加している施設はあるのか。また、どのようにしてボランティアの方と関わりを持つのか。加えて、災害時の対策として、施設で避難者の引き受け等が可能なのかなどの実例があれば教えてほしい。

事 務 局：ボランティアの方は、社協のボランティアセンターや施設を運営している法人のネットワーク、開所の際の地域説明会で町内会の方に協力を申し出たりすることを通じて協力を得ていると聞いている。災害の対策については、地域の町内会が主体となり地域防災計画を作っている。そのため、町内会を中心とし、指定避難所、各施設と連携を結んでいるものもある。

委　　員：地域避難計画が作成されていない地域がある。地域での連携が不十分であると感じているため、施設を作る際には、地域の避難計画に組み込まれるような形にしていただきたい。

委 員 長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明